

技能検定受検申請等に係る変更点について

平成29年度後期から技能検定受検申請等について、下記のとおり変更となりましたのでご案内します。

記

① 若者の技能検定受検手数料の減額について

ものづくり分野に従事する若者の確保・育成を目的として、35歳未満の方が技能検定を受ける際の受検手数料（実技試験）が一部減額されます。

（減額対象等級等）当協会が実施する2級及び3級の技能検定実技試験を受検する方。

※ 随時実施される等級（外国人技能実習制度）は対象外です。

（減額対象者）実技試験実施日が属する年度の4月1日において、35歳に達していない者であつて、出入国管理及び難民認定法に規定する在留資格をもって在住する外国人〔永住者を除く。〕以外の者

（実技受検手数料額一覧）

（単位：円）

実 技 試 験 受 検 手 数 料 標 準 額	改 訂 後				該 当 職 種
	一 般（2．3級）		3級の「学割」対象者		
	35歳以上	35歳未満	35歳以上	35歳未満	
17,900	左 同	8,900	11,900	2,900	下記を除く職種
14,900	左 同	5,900	9,900	2,900	機械検査、 婦人子供服製造
13,100	左 同	4,100	8,800	2,900	和裁、テクニカルイラストレーション、 機械・プラント製図

② 本人確認書類の添付について

受検申請時に減額の有無にかかわらず、本人確認書類の添付が必須になりました。

（本人確認書類の例）「運転免許証」「健康保険証」「生徒手帳」など氏名及び生年月日が記載された公的書類の写し（氏名が申請書の記載と同表記のものに限る）。

③ 受検申請書の様式変更について

上記①、②の変更に伴い、受検申請書の様式を変更いたしました。

※ 従来（平成29年度前期以前）の申請書では受付ができませんので、万一、旧申請書がお

手元にありましたら、処分をお願いします。

④ 技能五輪県予選参加申込について

技能五輪県予選参加手数料についても下記のとおり減額となり、上記2に記載の「本人確認書類」の添付が必須になりました。また、技能五輪岐阜県予選参加申込書（様式）についても変更いたしました。

※ 従来（平成29年度後期以前）の申込書では受付ができませんので、万一、旧申込書がお手元にありましたら、処分をお願いします。

参加手数料額一覧

平成29年度前期まで	平成29年度後期から	該当競技職種
17,900円	8,900円	下記を除く職種
13,100円	4,100円	機械製図

※ただし、電工・電気溶接など技能検定非対応職種は減額対象となりません

問い合わせ先：

岐阜県職業能力開発協会 検定一課

TEL (058) 322-3678

FAX (058) 322-3806